

太田市屋外広告物条例 の手引き

太 田 市
平成 30 年 4 月

□ 目 次 □

I	はじめに_____	1
1	屋外広告物条例の目的	1
2	各主体の責務	1
3	屋外広告物の定義	2
4	屋外広告物条例の概要	3
II	禁止広告物及び禁止物件_____	4
1	禁止広告物	4
2	禁止物件	4
III	地域の区分_____	5
1	禁止地域	5
2	許可地域	7
3	重点的に規制を強化する地区等	7
IV	適用除外_____	8
1	自家広告物の適用除外	8
2	案内広告物の適用除外	9
3	その他の適用除外となる屋外広告物	10
V	許可基準_____	11
1	共通許可基準	11
2	自家広告物の許可基準	12
3	非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の許可基準	17
4	短期広告物（許可期間が2ヶ月）の許可基準	22
VI	手続など_____	23
1	許可申請の手続	23
2	広告物を表示する者の責務	24
3	許可手数料・許可期間	24
VII	屋外広告業の登録_____	25
VIII	違反広告物に対する措置、罰則_____	25
IX	条例違反に対する氏名公表、業者監督処分_____	26

関係様式

- 様式第1号 屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）
- 様式第2号 屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）
- 様式第7号 屋外広告物表示（設置）完了届出書
- 様式第8号 屋外広告物等表示（設置）届出書（長期の広告物用）
- 様式第9号 屋外広告物等表示（設置）届出書（短期の広告物用）
- 様式第14号 屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書
- 様式第15号 屋外広告物安全点検報告書
- 様式第16号 屋外広告物変更（改造）許可申請書
- 様式第17号 屋外広告物除却（滅失）届出書
- 様式第22号 屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書

※太田市ホームページ「屋外広告物の許可申請・各種届出について」よりダウンロード出来ます。

I はじめに

屋外広告物（以下「広告物」という。）は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に影響を与えることから、周囲との調和が求められます。また、その管理が適正でないと通行人等に危害を及ぼすおそれもあります。

このため、太田市屋外広告物条例では、①良好な景観の形成と風致の維持、②公衆に対する危害の防止という、2つの観点から、広告物の規制を行っています。

従来から、広告物の規制は、群馬県屋外広告物条例に基づいて実施されてきましたが、本市は、平成19年9月1日に景観法に基づく景観行政団体となったことにより、市独自の太田市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を制定しました（ただし、屋外広告業の登録については、これまでどおり群馬県屋外広告物条例に基づく手続きが必要です）。

条例は、平成19年12月に一部改正された群馬県屋外広告物条例の内容を踏まえて、規制の基準などが定められています。また、景観形成型広告整備地区など、市独自の取組みを推進するための規定も定められています。

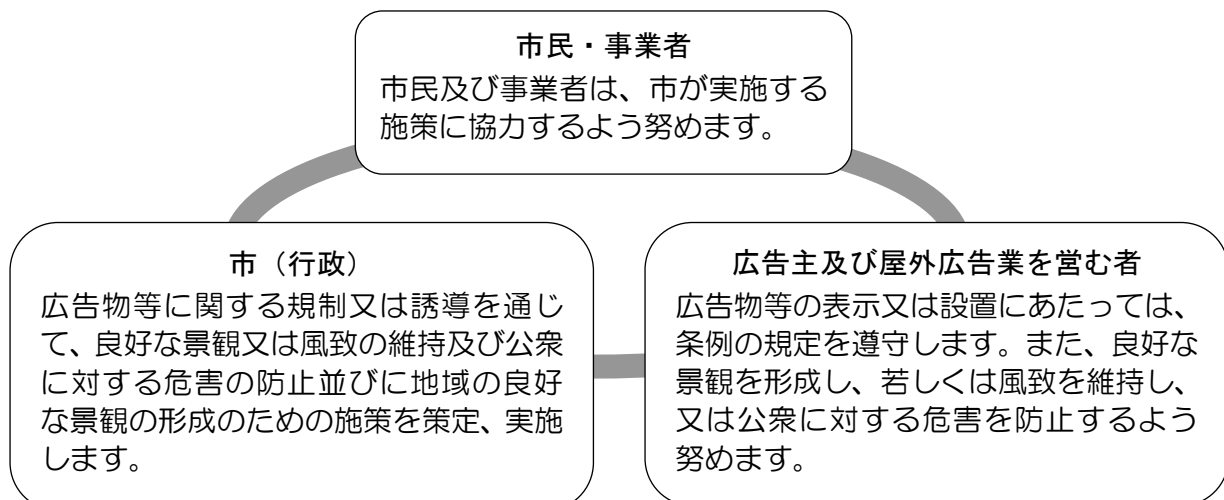
本市では、「自然、まち、歴史・文化の調和した愛着と誇りのもてる景観」を将来の景観像に掲げ、実現を目指しています。良好な景観の形成を推進するため、市内のそれぞれの地域の特性に配慮しながら、広告物のルールを守るよう皆さんのご協力をお願いします。

1 屋外広告物条例の目的（条例第1条）

この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とします。

2 各主体の責務（条例第3条、第4条）

この条例の目的を達成するため、広告主及び屋外広告業を営む者、市と市民・事業者の役割を明らかにしています。



3 屋外広告物の定義（法第2条）

条例の規制対象となる「屋外広告物」は、次の4つの要件をすべて満たしている広告物をいいます。（営利、非営利の別を問いません。）

①常時又は一定の期間継続して表示されるもの

「常時又は一定の期間継続して表示」とは、定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は「屋外広告物」になりません。これらは、電柱や塀などにはられたときに初めて定着性を有し、「屋外広告物」に該当することになります。

②屋外で表示されるもの

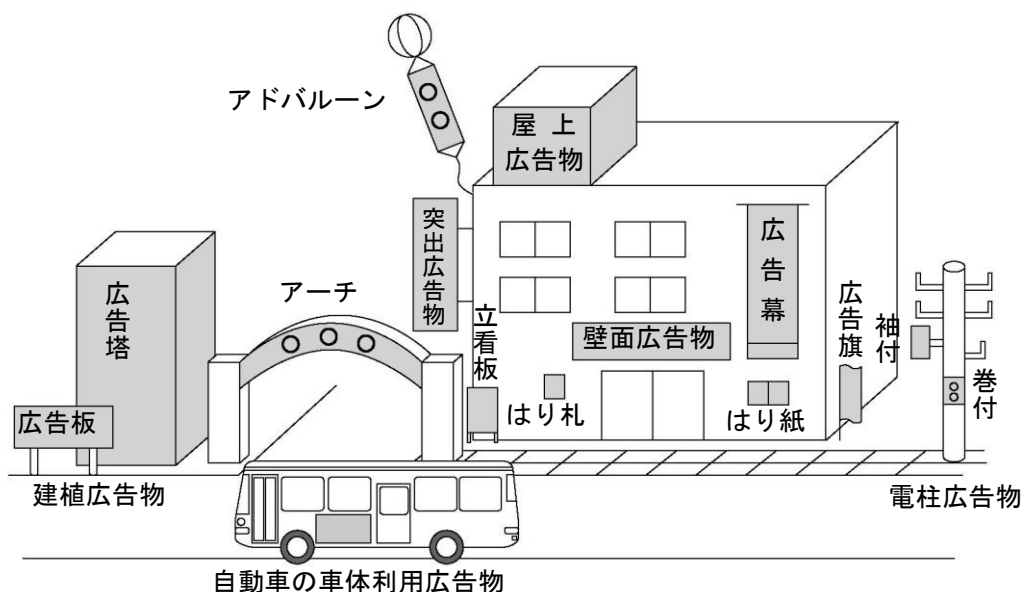
「屋外で表示」とは、広告物が建築物等の外側にあることが必要で、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物（商業施設のショーウィンドウ内に設置されたもの、自動車などの窓の内側から外側に向けてはりつけるステッカーなど）であれば、「屋外広告物」に該当しません。

③公衆に表示されるもの

「公衆に表示」とは、不特定多数に対して表示するものをすべて含むのではなく、例えば、建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に」表示されていないことになります。（例、野球場や鉄道駅構内の内側に向かって表示される広告物など）

④看板、立看板等、はり紙、はり札等や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

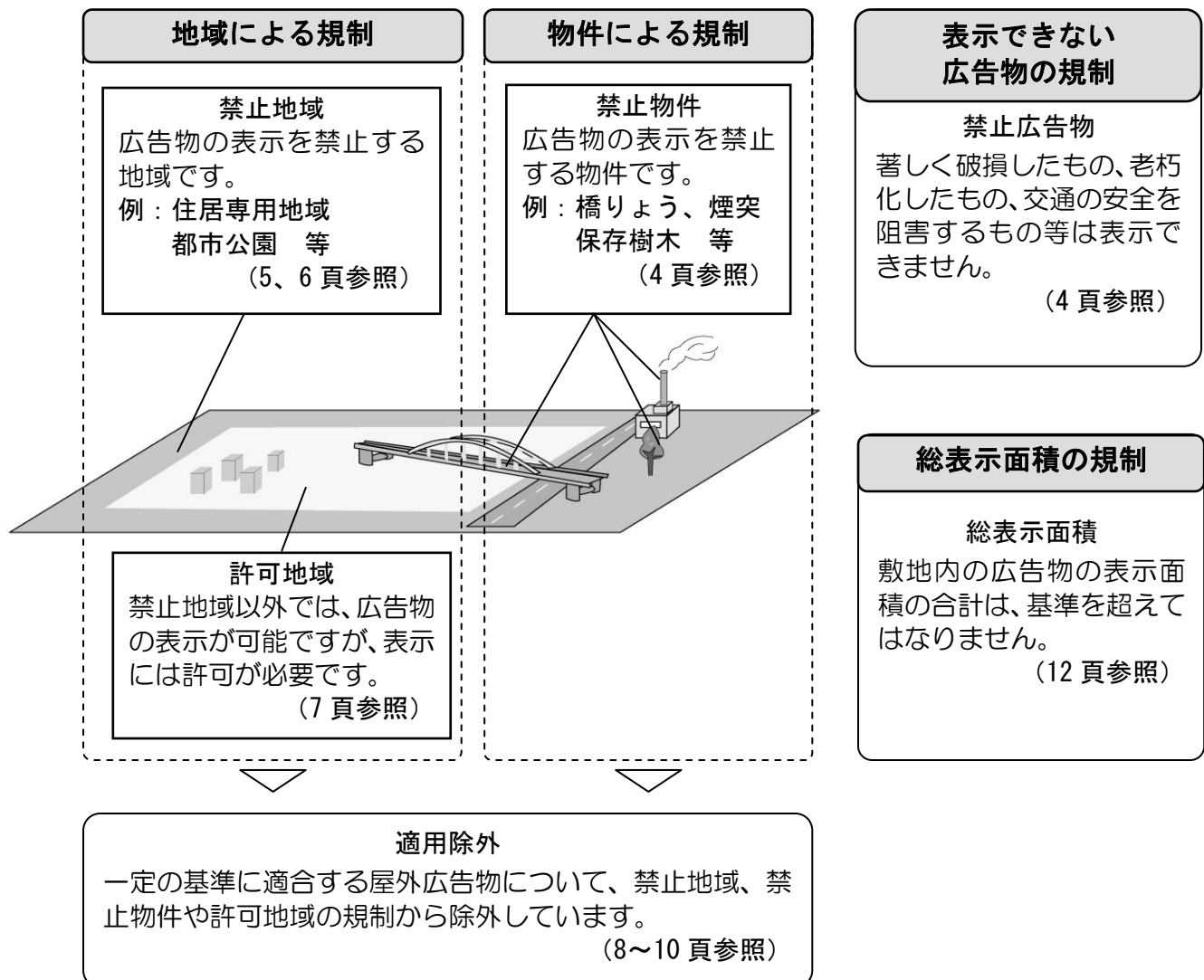
「その他の工作物等」とは、広告塔、広告板、建物ばかりでなく、もともと広告物の表示又は掲出の目的をもったものではない煙突や塀のようなものなどを意味し、これらを利用したものも「屋外広告物」に該当します。



広告物の種類イメージ

4 屋外広告物条例の概要

広告物の規制には、地域による規制、物件による規制、表示できない広告物の規制、総表示面積の規制などがあります。



Ⅱ 禁止広告物及び禁止物件

1 禁止広告物（条例第 13 条）

「禁止広告物」は、禁止地域や許可地域の区分に関係なく、どんな場合にも表示することができない広告物です。

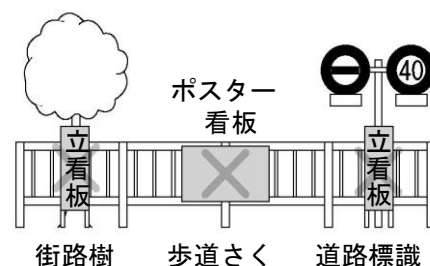
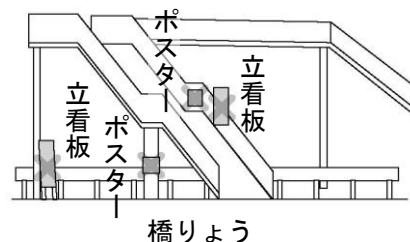
- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ④ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ⑤ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ⑥ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 禁止物件（条例第 6 条）

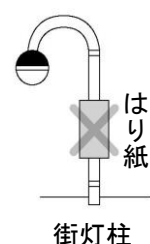
「禁止物件」は、原則として、広告物を表示することができない物件です。

(1) 次の物件には、原則として広告物を表示することはできません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ② 石垣、擁壁
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹木
- ④ 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標
- ⑤ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑥ 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- ⑦ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンク
- ⑨ 銅像、神仙像、記念碑
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑪ 道路の路面



(2) 次の物件には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示することはできません。
電柱、街灯柱



Ⅲ 地域の区分

太田市内の全ての地域が、「禁止地域」か「許可地域」のいずれかに区分されます。

さらに、特別な地区として、景観形成型広告整備地区（未指定）があり、個別ルールによる規制が行われます。

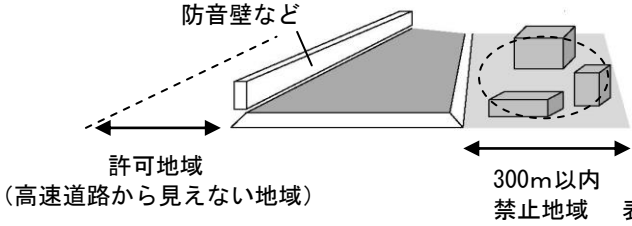
基本となる地域区分		
禁止地域		良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所
許可地域	第 1 種	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所（第 2 種許可地域以外）
	第 2 種	都市計画法の都市計画区域に含まれる区域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所（商業地域・工業地域など）

1 禁止地域（条例第 5 条）

良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所として「禁止地域」を定めています。次の禁止地域では、原則として、広告物を表示することはできません。

ただし、自家広告物や案内広告物などの適用除外があります。（適用除外は 8～10 頁）

禁止地域に指定されている地域・場所	
(1)	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 景観地区（なし） 風致地区 緑地保全地域（なし） 特別緑地保全地区（なし） 生産緑地地区（なし） 伝統的建造物群保存地区（なし）
(2)	市長が指定する景観法に基づく地区計画等形態意匠条例による規制地域
(3)	市民農園整備促進法に基づく市民農園
(4)	市長が指定する文化財保護法に基づく国指定重要文化財、国指定史跡及びその周囲区域
(5)	市長が指定する群馬県文化財保護条例に基づく県指定重要文化財、県指定史跡及びその周囲区域
(6)	市長が指定する太田市文化財保護条例に基づく市指定重要文化財、市指定史跡及びその周囲区域
(7)	森林法に基づく保安林
(8)	高速道路、自動車専用道路の全区間

(9)	市長が指定する道路、鉄道等から展望できる地域 ・北関東自動車道の沿道 300m以内（ただし、自家広告物を高速道路に向けないで、表示する場合を除く）〔知事指定〕  注1) 原則として、高速道路から 300m以内の地域は、禁止地域ですので、高速道路から見えないことを、広告主が明らかにする必要があります。 注2) 高速道路から展望できる禁止地域であっても、自家広告物については、高速道路に向けて表示しなければ、許可地域の区分に従って、広告物を掲出することができます。
(10)	都市公園法に基づく都市公園、その他公園緑地等
(11)	市長が指定する河川、湖沼、山及びその周囲区域
(12)	市長が指定する駅前広場及びその周囲区域 ・太田駅〔知事指定〕
(13)	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物、敷地
(14)	市長が指定する古墳、墓地及びその周囲区域
(15)	市長が指定する社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその周囲区域
(16)	市長が指定する景観条例により指定された景観形成重点地区
(17)	その他特に必要と認めて市長が指定する地域又は場所

注 市長が指定する地域は、告示で行われます。

2 許可地域（条例第7条）

禁止地域以外の場所は、許可地域となります。

許可地域で広告物を表示する場合には、原則として、許可が必要になります。

許可地域は、2区分あり、表示できる広告物の大きさなどの基準が異なります。

許可地域		
第1種	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所	第2種許可地域を除く区域
第2種	都市計画法の都市計画区域に含まれる区域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所	次の用途地域に指定された区域 （禁止地域に指定された場所等を除く） ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域

3 重点的に規制を強化する地区等

（1）景観形成型広告整備地区（条例第9条）

良好な景観を形成するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、「景観形成型広告整備地区」として指定します（現在市内で指定された地区はありません）。

景観形成型広告整備地区において、広告物を表示する場合は、当該地区の整備地区基本方針に適合させる必要があります。

（2）広告物協定制度（条例第10条）

良好な景観を形成するため、地域の住民の皆さんが広告物の位置、形状、面積、意匠などの自主的なルール（広告物協定）を締結し、それを市長が認定する制度です。

当該広告物協定地区において、広告物協定に加わっていない者が広告物を表示する場合は、当該広告物協定の内容に適合させる必要があります。

Ⅳ 適用除外

例外的に、禁止地域や禁止物件に表示することができる広告物や、許可地域で許可を受けずに表示できる広告物を定めたものが、「適用除外」です。自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な広告物を「適用除外」として規定しています。

1 自家広告物の適用除外

自らの事業所等に店名などを表示する「自家広告物」については、禁止地域で合計 10 m²以内、許可地域で合計 15 m²以内の必要最小限の広告物であれば設置することができます。

許可地域では、これを超える場合は許可が必要になります。（11～16 頁参照）

※「自家広告物」とは、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物」をいいます（条例第 2 条第 2 項第 3 号）。

①適用除外（手続不要）基準（条例第 11 条第 3 項第 1 号、同条第 5 項第 1 号）

区 分	表示面積など		その他の条件	備考
「許可地域」 に表示可能	合計面積：15 m ² 以下		共通許可基準、個別許可基準に適合していること。	15 m ² を超 える場合は、 許可が必要
「禁止地域」 に表示可能	合計面積：10 m ² 以下		・屋上以外の場所であること。 ・光源の点滅がないこと。 ・共通許可基準に適合しているものであること。 ・個別許可基準（第 1 種許可地域）に適合しているものであること。	10 m ² を超 えて表示す ることはで きない。
	高速道路などの指定道路沿線の禁止地域（高速道路から展望できる地域で本線から300m以内など）では、当該道路に向けないで表示することにより、許可地域と同様に自家広告物の表示が可能です。			
「禁止物件」 に表示可能	石垣・擁壁	5 m ² 以下	・共通許可基準に適合していること。 ・煙突・ガスタンク・水道タンクは、じか書きとし、宣伝の用に供するものでないこと。	
	送電塔・送受信塔・煙突・ガスタンク・水道タンク・景観重要建造物など	禁止地域 10 m ² 以下 許可地域 15 m ² 以下		

②はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を自家広告物として表示する場合の適用除外基準（許可地域のみ）（条例第 11 条第 6 項第 3 号）

区 分		許可地域共通
個 数 (枚数)	はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の合計	敷地の接道延長距離 (m) を 5 で除して得た値 (端数切り捨て) +5 個 (枚) 以下
表 示 面 積	はり紙	1 枚あたり 1.5 m ² 以下、1 面に同一のもの 4 枚以下
	はり札等	1 枚あたり 0.5 m ² 以下、1 面に同一のもの 4 枚以下
	広告旗 立看板等	1 個あたり縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下 道路に面して設置する場合は、相互の間隔は 5m 以上

2 案内広告物の適用除外（条例第11条第4項）

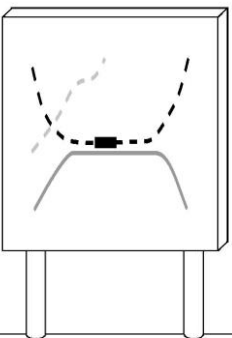
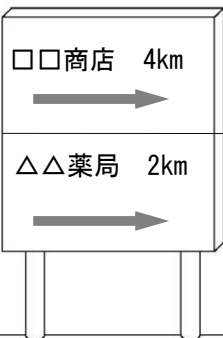
案内広告物（案内図板と案内誘導広告物）は、許可を受けることにより禁止地域にも表示できます。

案内図板は、禁止地域・許可地域ともに表示面積が15㎡まで表示することができ、案内誘導広告物は、1面の表示面積が、禁止地域で2㎡、許可地域で3.3㎡まで表示することができます。

（18頁参照）

※案内図板とは、公衆の利便を図るために、地図、路線図又は鳥かん図を表示するものをいいます。
 ※案内誘導広告物とは、施設その他の場所への誘導を目的として、道路の分岐点若しくは交差点又は敷地への入口等の付近において施設又は場所の名称（商標等を含む。）、方向及び距離を表示するものをいいます。

○案内図板、案内誘導広告物の禁止地域内での許可の基準

区 分	案内図板	案内誘導広告物
表示面積	15㎡以下	1面2㎡以下、合計4㎡以下 - 集合して表示する場合は、1面10㎡以下（一つの目的地の広告は2㎡以下）、合計20㎡以下
個 数	（基準なし）	一つの目的地につき合計3個以下
表示内容	地図、路線図、鳥かん図を表示するものであること。	- 施設や場所への誘導を目的としていること。 - 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること。
高 さ （地上から上端）	5m以下	
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること。	
その他	- 光源の点滅がないものであること。 - 上記基準のほか、共通許可基準、個別許可基準に適合していること。	
模式図	15㎡以下  案内図板 1面2㎡以下、 合計4㎡以下  案内誘導広告物 集合看板 1面10㎡以下、 合計20㎡以下 	

3 その他の適用除外となる屋外広告物（条例第 11 条）

その他の適用除外となる屋外広告物は、下表のとおりです。

適用除外でも、届出や協議が必要な場合もありますので、留意してください。

項・号	区 分	禁 止 地 域	禁 止 物 件	許 可 地 域	手 続 要 否	基 準 等
1・1	法令の規定により表示・設置する広告物	○	○	○	不	
1・2	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する広告物	○	○	○	※	犯罪捜査等に係る広告物 上記以外は、表示期間が 2 か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものを除き、届出又は協議が必要
1・3	公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等	○	○	○	不	
2	公共施設等に寄贈者名等を表示する場合	○	○	○	不	1 施設に 1 個。表示する物件の平面積 1/20 以下かつ 0.5 m ² 以下
3・2	自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	○		○	不	2 m ² 以下
5・2	禁止物件の管理上必要な広告物		○	○	許	2 m ² 超は許可が必要
3・3	工事現場の板塀などの仮囲いに当該工事期間中に限り表示する広告物	○	×	○	不	動植物、風景など景観に調和した広告物で営利を目的としないもの 工事の進捗状況など工事現場の管理に必要な内容の広告物、かつ合計 10 m ² 以下
3・4	祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの	○	×	○	不	祭典などが開催されている期間に限る。 事前のPR活動は不可
3・5	講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会などの会場敷地内に表示する広告物	○	×	○	不	
3・6	車体利用広告物 (右記のいずれかに該当するもの)	○		○	不	・ 3 m ² 以下(電車は 15 m ² 以下) ・ 公共的目的で表示するもの ・ 所有者等の当該車両の営業内容等を表示するもの
3・7	他の自治体で登録された自動車に、他の自治体の条例に適合して表示された広告物	○		○	不	
3・8	人・動物・車両(電車・自動車を除く)・船舶等に表示される広告物	○		○	不	
3・9	公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従って表示される広告物	○		○	不	
3・10	政治資金規正法第 6 条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	○	×	○	※	届出が必要。表示期間は 4 か月以内。ただし、表示期間が 2 か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものは届出不要
6・1	営利目的でない講習会・スポーツ大会・労働組合などの広告物	×	×	○	届	表示期間は 1 か月以内、かつ届出が必要
6・2	公共的団体が公共的目的をもって表示するもの	×	×	○	届	届出が必要

○：表示できるもの ×：表示できないもの 不：手続不要なもの 届：届出が必要なもの
許：許可が必要なもの ※：一定の場合、届出が不要となるもの。基準等欄参照のこと。

V 許可基準

「共通許可基準」と「個別許可基準」が定められています。

1 共通許可基準（条例第 18 条第 1 項）

広告物を表示する際に留意すべき点を、共通許可基準として、次のとおり定めています。

- 第 1 種許可地域では、落ち着いた色彩とし、けばけばしく点滅する広告物は設置しないこと。
- 位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠などが周辺の景観と調和すること。
- 裏面、側面、脚部等などが良好な景観の形成、風致の維持のために配慮すること。
- 河川や山並みなどの眺望を阻害しないよう配慮し、極力低層部に設置すること。
- 建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等とし、敷地内に収め、複数の広告物は極力集約すること。
- 必要最小限の大きさ及び設置数にとどめること。
- きわだって派手な色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とすること。
- ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずること。
- 材料は、腐食、損傷しにくいものやさび止めなどの損傷防止の措置をしたものであること。
- 自重や積雪、風圧、地震などで脱落、倒壊、飛散するおそれのないものであること。
- 道路標識や信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること。

2 自家広告物の許可基準

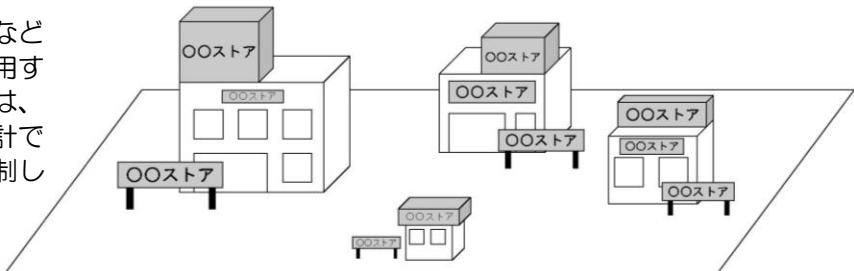
「（１）敷地内の広告物の総表示面積の基準」と、「（２）自家広告物の個別基準」の双方を満たす必要があります。

（１）敷地内の広告物の総表示面積の基準（条例第 14 条）

敷地内にある自家広告物などの合計面積（総表示面積）の上限が、決められています。

商業施設等を除く一般の施設の場合、第 1 種許可地域は 100 ㎡以下、第 2 種許可地域は 200 ㎡以下です。

商業施設等については、施設の延床面積に応じて、総表示面積の上限を段階的に定めています。

区 分			第 1 種許可地域	第 2 種許可地域	
総表示面積	一般の施設の場合		100 ㎡以下	200 ㎡以下	
	商業施設等	延床面積	2,000 ㎡未満	100 ㎡以下	200 ㎡以下
			2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	150 ㎡以下	250 ㎡以下
			5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	200 ㎡以下	350 ㎡以下
			10,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満	250 ㎡以下	450 ㎡以下
			15,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	300 ㎡以下	600 ㎡以下
			20,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	350 ㎡以下	750 ㎡以下
			25,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	400 ㎡以下	900 ㎡以下
			30,000 ㎡以上	450 ㎡以下	1,050 ㎡以下
	広告幕など許可期間が 2 ヶ月以内のものは上記に算入しない。				
参 考	一団の敷地を単位として総表示面積を規定				
	複合型商業施設など一団の敷地を利用するものについては、一団の敷地の合計で総表示面積を規制します。 				

(2) 自家広告物の個別基準（条例第 18 条第 1 項）

①屋上広告物

区分	第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
表示面積	1面25㎡以下	1面 50㎡以下
高 さ	10m以下、かつ建築物の高さ 2/3 以下	15m以下、かつ建築物の高さ 2/3 以下
	地上からの広告物の高さは 46m以下 階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。ただし、当該屋上構造物が建築基準法により、建築物の高さに算入される場合は、この限りではない。	
表示方法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出していないこと。	
模式図		

②壁面広告物

区分	第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
表示面積	1面25㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下	1面 50㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の 1/2 以下
表示方法	建築物の 2 階以上にある開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと。	
模式図		

③突出広告物

区 分	許可地域共通	
壁面からの突出幅	壁面から 1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上にあっては 0.6m以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）にあっては 0.45m以下	
高さ（地上から下端）	車道上	4.7m以上
	歩道上	3m以上、
表示方法	広告物等の上端は、取付壁面の上端を超えないものとする。	
その他	道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要になります。	
模式図		

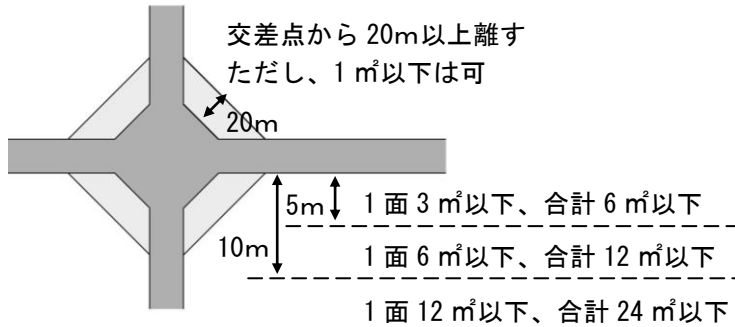
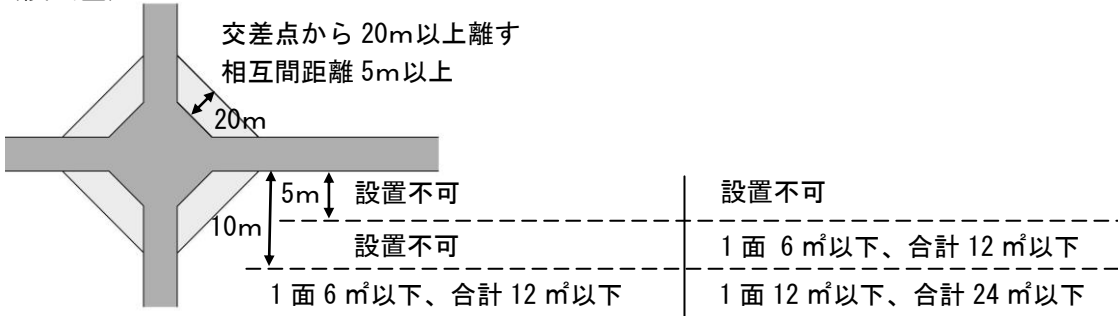
④建植広告物（広告板・広告塔）

区 分	第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
高さ（地上から上端）	13m以下	15m以下
面 積	1 面 15 m ² 以下（1 面は同面のすべての面積を足上げたものとする） 複数の事業者が共同で掲出する場合は、1 面 20 m ² 以下	1 面 30 m ² 以下（1 面は同面のすべての面積を足上げたものとする） 複数の事業者が共同で掲出する場合は、1 面 40 m ² 以下
模式図	【一面の面積】 $A+B \leq 15 \text{ m}^2$以下 （共同掲出の場合は 20 m²以下）	【一面の面積】 $A+B \leq 30 \text{ m}^2$以下 （共同掲出の場合は 40 m²以下）

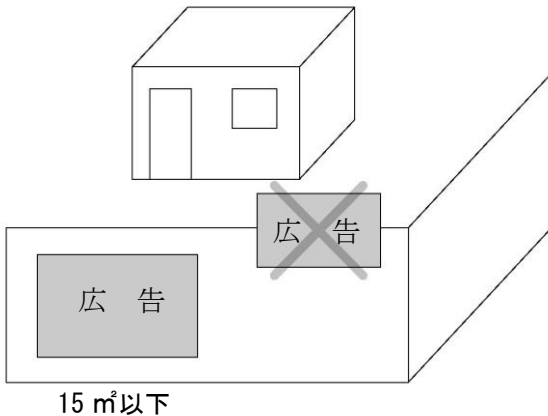
⑤電光掲示板

電光掲示板とは、電氣的に表示内容を変化させることができる広告物等をいいます。

許可地域に電光掲示板を表示する場合は、非自家広告物もこの基準が適用されます（禁止地域に表示することはできません。）。また、ほかの広告物と一体として表示する場合には、この基準を満たし、さらに全体として他の広告物の基準を満たす必要があります。

区 分			第 1 種許可地域		第 2 種許可地域		
建築物及び建築物敷地を利用するもの	高さ（地上から上端）		建植する場合	5m以下	13m以下		
			建植以外	7m以下	13m以下		
	表示面積	道路からの後退距離	5m未満	1 面 3 m ² 以下、かつ合計 6 m ² 以下			
			5m以上 10m未満	1 面 6 m ² 以下、かつ合計 12 m ² 以下			
			10m以上	1 面 12 m ² 以下、かつ合計 24 m ² 以下			
		建築物の壁面から突き出して設置する場合		上記にかかわらず、3 m ² 以下、かつ合計 6 m ² 以下			
	表示方法		交差点から 20m以上離れた位置とする。 （ただし表示面積 1 m ² 以下のものは可）				
〈模式図〉 							
道路の沿線に建植するもの	高さ（地上から上端）		5m以下	13m以下			
	表示面積 （道路からの後退距離）	5m未満	設置不可	設置不可			
		5m以上 10m未満	設置不可	1 面 6 m ² 以下、 かつ合計 12 m ² 以下			
		10m以上	1 面 6 m ² 以下、 かつ合計 12 m ² 以下	1 面 12 m ² 以下、 かつ合計 24 m ² 以下			
	表示方法		・ 交差点から 20m以上離れた位置とする。 ・ 相互間距離を 5m以上とすること。				
	〈模式図〉 						
				第 1 種許可地域	第 2 種許可地域		

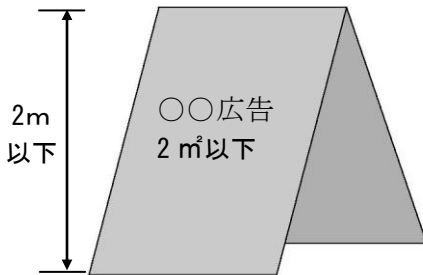
⑥塀広告物

区 分	許可地域共通
表示面積	1 面 15 ㎡以下
表示方法	塀にじか付け又はじか書きとし、壁面の外郭線から突出しないこと。
模式図	

⑦工事用仮囲いを利用して表示するもの

区 分	許可地域共通
表示面積	自家広告物の基準（壁面広告物・塀広告物）を準用する。
表示内容	・ 工事中の物件に関するものであること。 ・ 当該工事に係る施工者、発注者または販売者が工事中の物件に関する内容を表示したものであること。
表示方法	・ 仮囲いにじか付け又はじか書きであること。 ・ 仮囲いの外郭線から突出しないこと。

⑧置看板

区 分	許可地域共通
高さ（地上から上端）	2m以下
表示面積	1 面 2 ㎡以下
表示方法	道路上に突出しないこと。
模式図	

3 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の許可基準（条例第18条第1項）

①屋上広告物

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
表示面積	1面20㎡以下	1面40㎡以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（13頁参照）

②壁面広告物

区 分	第1種許可地域	第2種許可地域
表示面積	1面20㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下	1面40㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/2以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（13頁参照）

③突出広告物

基準は、自家広告物の基準と同じです。（14頁参照）

④建植広告物（道路沿線に設置するもの）

ア. 広告板・広告塔（野立広告）

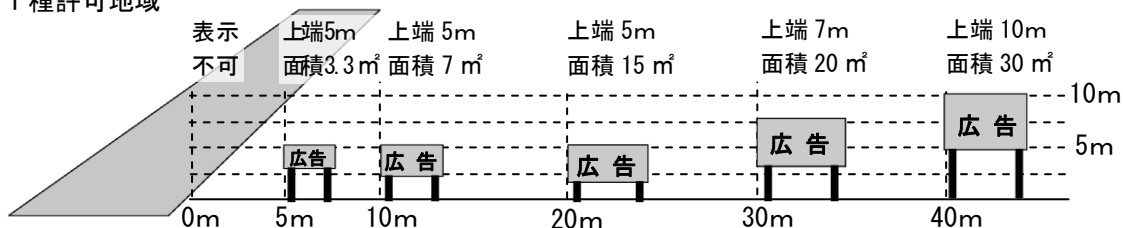
空地に表示された建植広告物を野立広告といいます。（禁止地域には設置できません。）

表示内容は自由ですが、（歩道を含めた）道路（官民境界を指します。）からの後退距離に応じて、表示面積が制限されます。

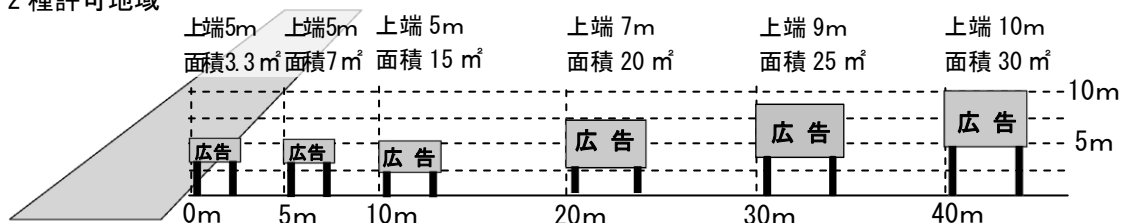
区 分		第1種許可地域			第2種許可地域		
表示面積等	道路からの距離	高 さ (上端)	1面 面積	合計 面積	高 さ (上端)	1面 面積	合計 面積
	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m	3.3㎡	6.6㎡
	5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	5m	7㎡	14㎡
	10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡	5m	15㎡	30㎡
	20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡	7m	20㎡	40㎡
	30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡	9m	25㎡	50㎡
	40m以上	10m	30㎡	60㎡	10m	30㎡	60㎡
表示方法		・交差点等の外縁から5m以上離れていること。 ・広告物相互の距離が5m以上であること。 ・形状は原則く形であること。					

〈模式図〉

第1種許可地域



第2種許可地域



イ. 案内誘導広告物

許可地域では 3.3 m²以内、禁止地域では 2 m²以内で表示できます。（禁止地域の許可基準は 9 頁参照）

特定の施設や場所への案内誘導の目的のため設置するものですので、名称・方向・距離は必ず表示して下さい。

案内誘導広告物に該当しない広告物は「ア. 広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域共通
表示面積	1 面 3.3 m²以下、合計 6.6 m²以下（表裏で） - 集合して表示する場合は、1 面 10 m²以下（一つの目的地の広告は 3.3 m²以下）、合計 20 m²以下
高さ （地上から上端）	5m以下
範囲及び個数	- 目的地から直線距離で 10 km以内 - 一つの交差点付近に、1 目的地について 3 個以下
表示内容	- 施設や場所への誘導を目的としていること。 - 名称、方向、距離の記載は必須で、これらの記載が主たる表示内容であること（名称、方向、距離の表示が2分の1以上であること）。
交差点からの距離等	交差点から 5m以上離すこと。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
模式図	1 面 3.3 m²以下、 合計 6.6 m²以下 5m 以下 方向 名称 距離 その他 交差点から 5m以上離す 5m 集合看板 1 面 10 m²以下 合計 20 m²以下 〇〇電機 1km △△商店 3km コンビニ 5km それぞれ 3.3 m²以下 □□旅館 3.3 m² □□旅館 3.3 m² 表裏で 6.6 m²以下 同一面では不可

ウ. 案内図板

許可地域、禁止地域とも 15 m²以内で設置できます。（禁止地域の許可基準は 9 頁参照）

表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体の設置が一般的です。

案内図板に該当しない広告物は、「ア. 広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域・禁止地域共通
表示面積	15 m ² 以下
高 さ (地上から上端)	5m以下
表示内容	地図、路線図、鳥かん図を表示するものであること。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
模式図	

⑤鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔

区 分	許可地域共通	模式図
鉄道等からの距離	50m以上	
高さ(地上から上端)	10m以下	
表示面積	1 面 30 m ² 以下、かつ合計 60 m ² 以下	
広告物の相互間の距離	30m以上	
表示方法	形状は原則く形であること。	

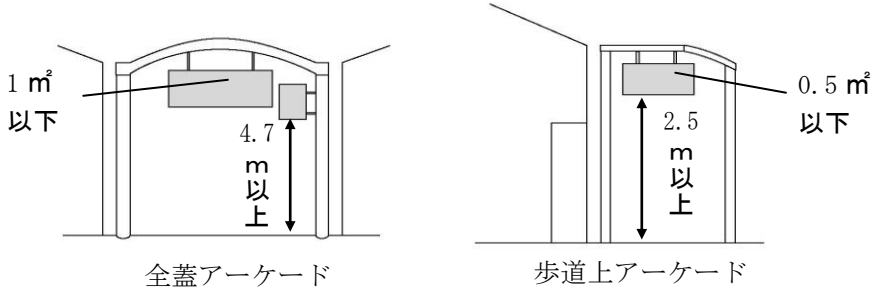
⑥電光掲示板等

基準は、自家広告物の基準と同じです。（15 頁参照）

⑦塀広告物

区 分	許可地域共通	模式図
表示面積	1 面 2 m ² 以下	
表示方法	- 塀にじかに付け又は、じか書きとし、壁面外郭線から突出しないこと。 - 交差点から 5m 以上離す。	

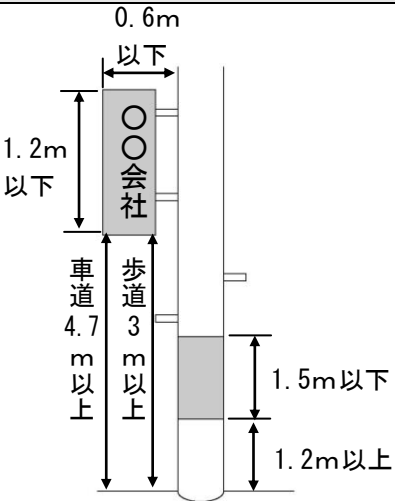
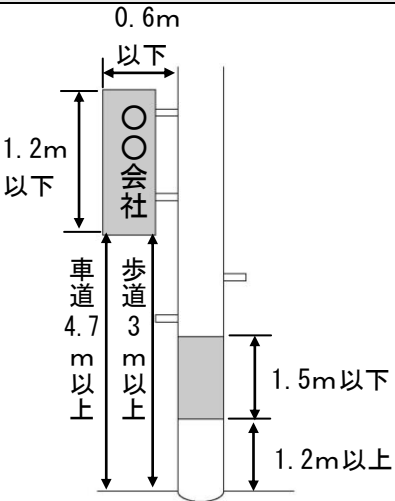
⑧アーケード利用広告物

区 分	許可地域共通	
高さ（地上から下端）	全蓋アーケード	4.7m以上
	歩道上アーケード	2.5m以上
表示面積	全蓋アーケード	1 m ² 以下
	歩道上アーケード	0.5 m ² 以下
表示方法	道路管理者が定めるアーケード設置許可条件に適合するものであること。	
模式図	 全蓋アーケード 歩道上アーケード	

⑨アーチ広告物

区 分	許可地域共通		模式図
高さ（地上から下端）	車道上	4.7m以上	
	歩道上	3m以上	

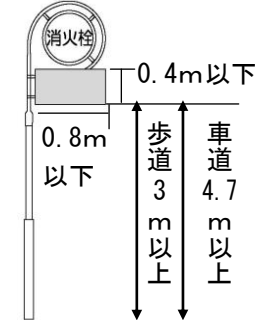
⑩電柱広告物

区 分	許可地域共通		模式図
袖付広告物	高さ（地上から下端）	車道上 4.7m以上 その他 3m以上	
	出 幅	0.6m以下	
	長 さ	1.2m以下	
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること。	
	個 数	柱 1 本につき 1 個	
巻付広告物	高さ（地上から下端）	1.2m以上	
	長 さ	1.5m以下	
	個 数	柱 1 本につき 2 個以下	

⑪街灯柱利用広告物

区 分	許可地域共通		模式図
表示内容	商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること。		0.6m以下 1面 0.3㎡以下、 合計 0.6㎡以下 歩道 3m以上 車道 4.7m以上
個 数	柱 1 本につき 1 個		
高さ（地上から下端）	車道上	4.7m以上	
	歩道上	3m以上	
表示面積	1 面 0.3 ㎡以下、かつ合計 0.6 ㎡以下		
出 幅	0.6m以下		

⑫消火栓標識利用広告物

区 分	許可地域共通		模式図
表示内容	案内広告物等を表示するためのものであること。		 消火栓 0.4m以下 0.8m以下 歩道 3m以上 車道 4.7m以上
高さ（地上から下端）	車道上	4.7m以上	
	歩道上	3m以上	
大きさ	縦 0.4m以下、横 0.8m以下		

⑬バス停利用広告物

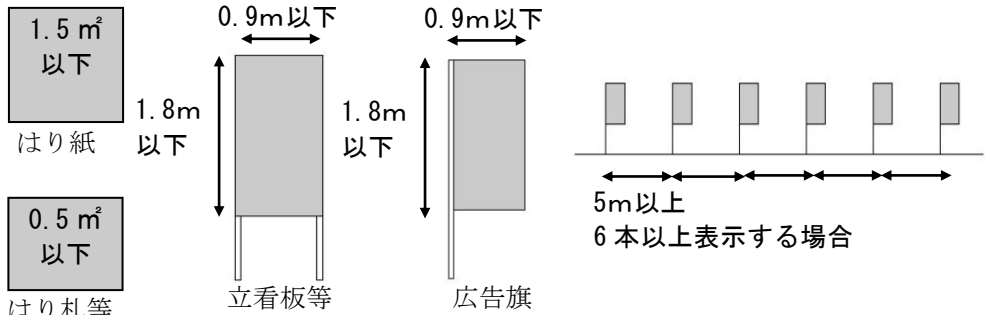
区 分		許可地域共通
バス停留所標識を利用するもの	個 数	1 個
	表示面積	バス停留所標識の表示板の 1 面の面積の 1/3 以下
バス停の上屋を利用するもの	表示方法	道路上にあっては、道路管理者の定める道路占用の基準に適合するものであること。

⑭車体利用広告物（自動車：3㎡を超えるもの、電車：15㎡を超えるもの）

区 分	許可地域共通	模式図
表示面積	窓（ガラス）部及び正面を除いた車体表面に表示したものであること。	車体利用広告 (側面) (前面) (後面)
表示方法	- 緊急自動車と紛らわしくないものであること。 - 運転者を幻惑させるおそれのある色彩や素材を用いたものでないこと。 ※ 自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・商号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外（適用除外 10 頁参照）	

4 短期広告物（許可期間が2ヶ月）の許可基準（条例第18条第1項）

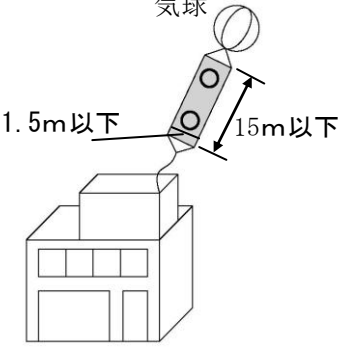
①簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等）

区 分		許可地域共通	
はり紙	枚数	1面に同一のもの4枚以下	
	表示面積	1.5㎡以下	
はり札等	枚数	1面に同一のもの4枚以下	
	表示面積	0.5㎡以下	
広告旗 立看板等	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下	
	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること。 道路上に突出しないこと。	
模式図			

②広告幕（懸垂幕・横断幕）

区 分		許可地域共通		模式図
懸垂幕	個 数	建築物の壁面に表示	1 壁面 4 個以下	
		支柱等を利用して表示	1 支柱 2 個以下	
	大きさ	幅 1.2m以下、長さ 15m以下		
横断幕	高 さ (地上から下端)	車道上	4.7m以上	
		歩道上	2.5m以上、	
	大きさ	幅 0.9m以下		
表示方法		懸垂幕及び横断幕の外周に風圧に耐える措置をすること。		

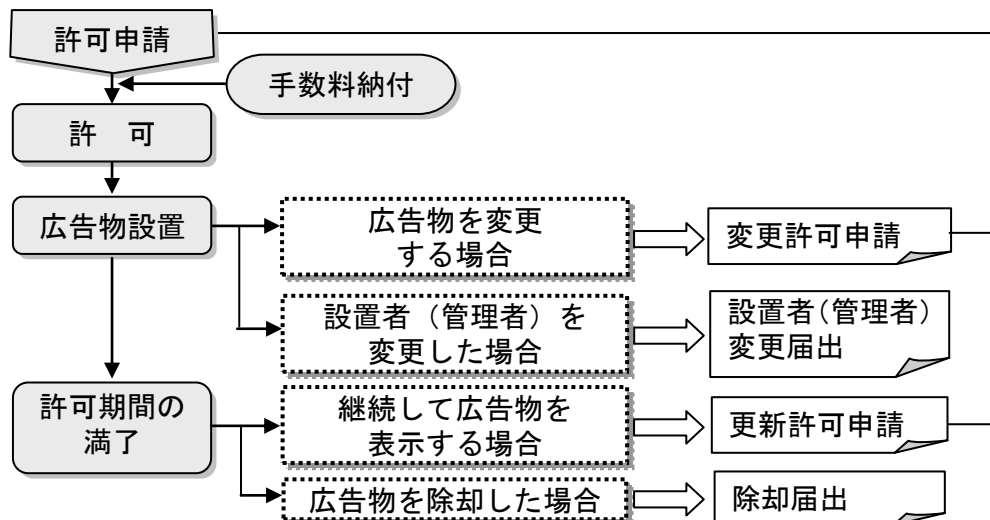
③アドバルーン

区 分	許可地域共通	模式図
規格等	広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下の布片に表示し、主綱に緊結すること。	
表示方法	気球部に表示する場合は、じか書きとすること。	

Ⅵ 手続など

1 許可申請の手続

許可申請は、都市計画課に行ってください。



(1) 許可申請（条例第7条）

長期（壁面広告物など許可期間が1年以上の広告物）と短期（簡易広告物など許可期間が2か月以内の広告物）とで申請書の様式が異なります。

長期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）」（様式第1号）を短期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）」（様式第2号）を利用してください。

申請書を2部作成の上、添付書類を添えて窓口へ持参、郵送のいずれかの方法で提出してください。また、許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒を用意してください。

(2) 許可の更新（条例第16条）

許可期間満了後も引き続き広告物を掲出する場合には、安全性について点検を行い、その結果を添えて、期間満了日の30日前までに更新許可申請を行う必要があります。

更新許可申請を行わない場合には、広告物を除却し、除却した旨を届け出る必要があります。なお、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等などの簡易広告物は、更新許可申請を行うことはできません。

(3) 変更許可申請（条例第17条）

許可を受けた広告物を変更、改造しようとするときは、次に掲げる軽微な場合を除き、変更許可申請を行う必要があります。

- 許可申請の内容や、許可条件の範囲内で行う修繕、補強、塗り替え
- 表示面積を変更することなく行う自家広告物の表示内容の更新 など

屋外広告物条例の許可申請以外にも、他法令の手続が必要な場合があります。

- 他人の土地や所有物に広告物を表示する場合には、所有者や管理者に承諾を得る必要があります。
- 広告物の高さが4mを超える場合には工作物確認（建築基準法）が、道路上に表示する場合には道路占用（道路法）・道路使用（道路交通法）の許可が必要です。
- これ以外にも自然公園法など屋外広告物条例以外の規制がある場合があります。

2 広告物を表示する者の責務

広告物を表示する者は、許可を受けた広告物について、次の義務があります。

(1) 許可の表示（条例第 19 条）

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、証票（シール）を交付しますので、許可を受けた広告物に添付してください。

(2) 管理義務（管理者の届出）（条例第 20 条）

広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐためには、広告物を常に良好な状態に保ち、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。そのため、簡易広告物を除き、広告物の管理者を置くことが義務付けられています。

なお、管理者の資格は問いませんが、1 面 30 m²以上の屋上広告物の場合には、屋外広告物士、一級建築士又は特種電気工事資格者を管理者に置いてください。

管理者の届出は、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書によってください。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には、省略することができます。

(3) 除却義務（除却の届出）（条例第 21 条）

許可や届出の期間が満了したとき、許可等が取り消されたとき又は広告物を表示する必要がなくなったときには、遅滞なく除却しなければなりません。その際、除却届けを提出してください。

3 許可手数料・許可期間（条例第 36 条）

広告物の種類ごとに、許可期間と手数料が定められています。

許可期間は、3 年以内とされており、広告物の種類ごとに定められています。はり紙などの簡易広告物は、原則 2 月以内ですが、表面加工のない紙を使用したものは 1 月以内です。

許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

手数料は、許可申請時に現金で納付してください。

種類（区分）	許可期間	手数料	
		単位	金額
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの（置看板を含む）	3 年以内	1 ㎡までごとに	480 円
アーチ		1 個につき	5,600 円
電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所標識を利用するもの	1 年以内	1 個につき	280 円
工事用仮囲いを利用するもの		1 ㎡までごとに	220 円
車体に表示するもの		1 台につき	1,000 円
		全体を利用するもの その他	1 個につき
はり紙	2 月以内 ただし、表面加工のない紙を使用したものは 1 月以内	50 枚までごとに	280 円
はり札等		10 枚までごとに	550 円
広告旗		1 本につき	220 円
立看板等		1 個につき	280 円
広告幕		1 張りにつき	330 円
アドバルーン		1 個につき	1,500 円

VII 屋外広告業の登録

群馬県内で「屋外広告物業」を営む場合には、群馬県知事の登録が必要です。営業所ごとに業務主任者を配置し、広告物の適正表示に努めなければなりません。

広告物を設置しようとするときには、必ず登録者に依頼してください。県内の屋外広告業登録簿は、群馬県ホームページに掲載しています。

VIII 違反広告物に対する措置、罰則

条例に違反して広告物を表示した場合には、勧告や措置命令が行われます。従わない場合には、屋外広告業の登録が取り消されたり、告発される場合があります。また、悪質な場合には、罰金刑等に処せられる場合があります。

(1) 違反広告物

条例や規則に違反した広告物（違反広告物）とは、次のような場合をいいます。

- ① 禁止地域や禁止物件に広告物を表示したとき
- ② 許可地域で許可を得ないで広告物を表示したとき
- ③ 禁止広告物を表示したとき
- ④ 許可条件に違反したり、管理義務や除却義務を怠ったとき

(2) 違反広告物に対する処置（条例第 23 条、第 24 条）

違反広告物を表示すると、屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置（行政処分）が行われる場合があります。

- ① 勧告
違反広告物を表示している者に対して、改修、移転又は除却など必要な措置を行うよう、市長が文書で勧告します。
- ② 措置命令
勧告に従わない場合には、さらに措置命令を発します。この命令に従わない場合には、屋外広告業の登録が取り消されたり、告発される場合があります。

なお、違反広告物が、はり紙や立看板等など簡易広告物の場合、職権により除却したり、ボランティアが除却する場合があります。

(3) 罰則（条例第 4 章）

条例に違反して、広告物を表示したり、屋外広告業を営んだりすると、次のような罰則が課せられる場合があります。

なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- ① 登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けた場合、営業停止の命令に違反した場合（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）
- ② 措置命令に従わなかった場合（50 万円以下の罰金）
- ③ 条例に違反して禁止地域や禁止物件、許可地域に表示した場合、許可を受けずに変更・改造した場合、除却義務違反、業務主任者を選任しなかった場合（30 万円以下の罰金）
- ④ 立入検査を拒んだり、虚偽の報告をした場合（20 万円以下の罰金）
- ⑤ 必要な届出をしなかった場合（10 万円以下の罰金） など

Ⅸ 条例違反に対する氏名公表、業者監督処分

- ・ 条例違反者に対しては、勧告が行われます。
- ・ 勧告に従わない場合には、氏名等を公表される場合があります。
- ・ 条例違反者が屋外広告業者で悪質な場合には、登録の取消しや6か月以内の営業停止処分を受ける場合があります（※群馬県による業務）。

（１）氏名公表（条例第２３条の２）

屋外広告業者（無登録業者を含む）や広告主が、違反広告物を表示し、さらに勧告に従わない場合には、氏名を含む違反事実の公表を行う場合があります。

（２）登録の取消し、営業停止処分（群馬県屋外広告物条例３５条の２）

屋外広告業者が、次に該当した場合には、登録の取消しや6か月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

- ・ 違反広告物を表示したとき
- ・ 業務主任者を配置していないとき
- ・ 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ・ 役員等が罰金以上の刑（他県の条例違反も含む）に処せられたとき など

なお、群馬県では、屋外広告業者に対する監督処分をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって同条例の適正な執行に資することを目的として、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」を定めています。条例違反など一定の事由に該当した屋外広告業者について、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」に基づき、聴聞等の手続を経た上で、屋外広告業登録の取消処分又は営業の全部若しくは一部の停止を命ずる処分を行います。

処分の例については、以下のとおりです。

（１）不正登録、登録拒否事項に該当した、措置命令・営業停止命令に違反した等	→ 登録の取消し
（２）許可等を受けずに屋外広告物を表示又は設置した、虚偽の届出をした等	→ 30日間の営業停止
（３）屋外広告物又は屋外広告業についての報告、資料の提出、検査を拒んだ等	→ 15日間の営業停止
（４）許可等の証票をはり付けなかった、除却・管理者等の届出をしなかった等	→ 7日間の営業停止
（５）屋外広告業者の標識を掲げない、屋外広告業者としての帳簿を備えない等	→ 3日間の営業停止

□ 広告物種類別許可基準 索引□

広告物		許可基準	適用除外
建築物 利用 広告物	屋上広告物	13頁（自家広告物）、17頁（非自家広告物）	
	壁面広告物	13頁（自家広告物）、17頁（非自家広告物）	
	突出広告物	14頁（自家広告物）、17頁（非自家広告物）	
建植 広告物	広告板・広告塔	14頁（自家広告物） 17頁（道路沿線）、19頁（鉄道等沿線）	
	案内広告物 （案内図板、案内 誘導広告物）	18,19頁	9頁
電光掲示板		15頁（自家広告物）、19頁（非自家広告物）	
塀広告物		16頁（自家広告物）、19頁（非自家広告物）	
工事用仮囲いを利用して 表示するもの		16頁	10頁
置看板		16頁	
アーケード利用広告物		20頁	
アーチ広告物		20頁	
電柱広告物		20頁	10頁
街灯柱利用広告物		21頁	10頁
消火栓標識利用広告物		21頁	10頁
バス停利用広告物		21頁	
車体利用広告物		21頁	10頁
簡易広告物（はり紙、はり札 等、広告旗、立看板等）		22頁	8,10頁
広告幕（懸垂幕・横断幕）		22頁	
アドバルーン		22頁	

※この表は、本手引きにおける広告物の種類を示したものです。対象となる広告物や許可基準の詳細は、窓口にご相談ください。

□問い合わせ□

太田市 都市計画課

T E L 0276-47-1839

F A X 0276-47-1883

Eメール 030300@mx.city.ota.gunma.jp

住 所 〒373-8718 群馬県太田市浜町 2 番 35 号